

# 「経営改善計画策定」に係る費用補助について

中小企業・小規模事業者が、認定支援機関の支援を受けて経営改善計画の策定を行った場合に、国がその費用総額の2/3(上限200万円)を補助する制度があります。当協会でも、この制度を利用した場合に、事業者が負担した1/3の費用について、20万円を限度として補助を行っていますので、ぜひご利用ください。

## 【補助の概要】

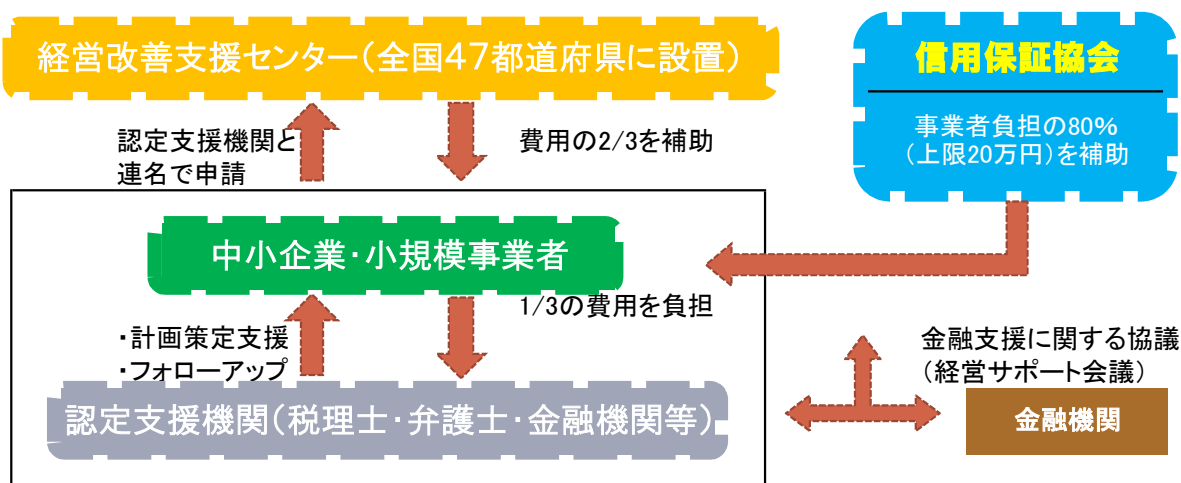
経営改善計画策定費用(モニタリング費用は除く)のうち事業者負担額の80%(上限20万円)を補助します(千円未満切捨て)。

## 【対象者】

次の全ての要件を満たす事業者

- ① 経営改善に積極的に取り組む意欲があり、当協会で費用補助が適当であると認められた方
- ② 利用申請時点で、当協会の保証利用がある方
- ③ 原則として金融機関との合意形成に向けて経営サポート会議を活用する方

## 「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」



平成26年1月1日より取り扱い開始

## 【お問い合わせ先】

〒020-0062 盛岡市長田町6番2号 アバンサール i

 **岩手県信用保証協会**  
Credit Guarantee Corporation of Iwate  
企業支援部企業支援課

TEL. 019-654-1506      フリーダイヤル0120-972-150  
FAX. 019-654-9242      URL. <http://www.cgc-iwate.jp>

お気軽にご相談ください

## 利用申請から補助金交付までのイメージ

### 経営改善支援センター補助

- ①申請者は、認定支援機関と連名で、「経営改善支援センター事業利用申請書」を経営改善支援センターに申請します。
- ②経営改善支援センターから、受理した旨の通知が代表認定支援機関宛に送付されます。
- ⑤認定支援機関は、申請者の経営改善計画策定・合意形成に向け支援を実施します。
- ⑥金融機関と計画の合意などの調整が必要な場合は経営サポート会議を開催します。
- ⑦計画について金融機関と合意成立後、「経営改善支援センター事業費用支払申請書」を経営改善支援センターに提出します。
- ⑧計画内容を精査し支払決定となれば、支払額、支払予定日を代表認定支援機関に通知し、経営改善計画策定支援事業に係る費用の2/3の額が支払われます。
- ⑫認定支援機関は、計画の達成状況について、定期的にモニタリングを実施します。

### 協会補助

- ③申請者は、「経営改善計画策定支援事業」の利用申請後、当協会へ自己負担分の費用補助利用申請を行います。
- ④申請者から費用補助の利用申請があり、当協会で費用補助が適当と判断した時は、申請者に「経営改善計画策定費用補助」申請受理通知書及び「経営改善計画策定費用補助」交付申請書を送付します。
- ⑨申請者は、経営改善支援センターからの費用負担を証する資料を添付して、当協会へ補助金の交付申請を行います。
- ⑩補助の交付が決定した場合は、申請者に対し、「経営改善計画策定費用補助」決定通知書によりお知らせします。
- ⑪交付申請書に記載の口座に補助金交付決定額を振込みます。